

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当額改定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年5月8日付けで行った特別児童扶養手当額改定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

〇〇さんの状態について、初回認定時と変わらない状態で推移しており、平成28年に愛の手帳の更新を行っているが、そちらの判定も同じ等級で更新されていることから、本件処分を取り消し、〇〇さんの特別児童扶養手当の更新を求める。

また、〇〇さんは、中学校3年から普通学級ではなく特別支援学級へ転籍となっており、高校は〇〇高等学校（〇〇制）であることから、本件診断書のこれまでの発育・養育歴（別紙1・6）

の内容が一部相違している。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年11月 8日	諮問
平成29年12月18日	審議（第16回第1部会）
平成30年 1月19日	審議（第17回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等に、その父又は母等に対して支給されるものであり、支給要件に該当する程度の「障害児」について、法2条1項は、「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう」ものとし、同条5項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める」ものとしている。

そして、法5条1項は、特別児童扶養手当の支給要件に該当する者は、同手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければ

ならないとしている。また、法 16 条は、児童扶養手当法 8 条等の規定は、特別児童扶養手当について準用するとし、同法 8 条 3 項は、手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行うとしている。

また、法 39 条の 2 により、法の規定に基づき都道府県で処理するとされている事務は法定受託事務であるとされているところ、認定要領は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準として定められている。

- (2) 政令 1 条 3 項の規定に基づき、政令別表は、法 2 条 5 項に規定する障害等級の各級の障害の状態を定めており、さらに、政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、認定要領が定められている。

また、政令 5 条の 2 の規定により、平成 28 年 4 月以降の月分の特別児童扶養手当については、法 4 条中「33, 300 円」とあるのは「34, 300 円」と読み替えて、法の規定を適用するとしている。

- (3) 法施行規則 1 条は、法 5 条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法 2 条 1 項に規定する状態にあることに関する医師の診断書等（法施行規則 1 条 2 号）を添えて、これを都道府県知事に提出することとしている。

これを受け、認定要領 2・(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書等によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で適正な認定を行うとしている。

また、認定要領 2・(5)は、障害の程度について、その認定の

適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととし、精神疾患等で障害の原因となった傷病が治らないものについては、原則として認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこととしているが、必要な場合には、適宜必要な期間を定めて再認定を行うとしている。

そして、受給資格者に対し有期認定を行った場合で、当該受給資格者が認定期間後も引き続き特別児童扶養手当を受給しようとする場合の手続は、当該受給資格者からの認定の請求に基づき行われるものではないが、認定要領2・(5)・エは、再認定を行う場合は「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法における有期認定の取扱いについて」（昭和42年12月19日付児発第765号厚生省児童家庭局長通知）により行うものとされているところ、同通知3・(2)によれば、上記有期認定に係る場合についても、受給資格者は医師の診断書を提出することが求められると解されるから、この場合の再認定の判断についても、上記診断書の記載内容全般を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。このため、本件診断書の記載内容全般を基にした判断に違法又は不当な点がなければ、本件処分を取り消し、又は変更する理由があるとはできない。

なお、障害の認定に係る審査について、都道府県においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師（本件においては、審査医）を置くこととしている（認定要領3・(1)）。

- (4) 認定要領2・(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定要領別添1「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）により行うとしている。

また、認定要領4・(3)は、障害児が療育手帳制度要綱による療育手帳の交付を受けているときの取扱いについては、障害の

程度が「A」と記載されているものは政令別表（別紙2）の1級に該当するものとして認定してさしつかえないこととしている。そして、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日付児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第三の障害の程度の判定によれば、療育手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示するものとしている。東京都では療育手帳に相当する制度としては「愛の手帳」を設けているが、「愛の手帳」における障害の程度が最重度の「1度」及び重度の「2度」が、療育手帳における障害の程度「A」の区分に相当するものとして、特別児童扶養手当における障害の等級を1級と認定することとしている（東京都心身障害者福祉センター発行の「平成28年度版特別児童扶養手当支給事務の手引」以下「事務の手引」という。）。

- (5) ○○さんの障害の認定については、提出された診断書が様式第4号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第7節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級に認定するものとしている（認定基準第7節・1）。

また、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」及び「発達障害」に区分するものとされ（認定基準第7節・2）、区分ごとに認定の基準が定められている。

- 2 これを本件についてみると、本件診断書によれば、○○さんの

障害の原因となった傷病名は「広汎性発達障害」（別紙１・１）と記載されていることから、〇〇さんの障害については、認定基準における精神の障害の各区分のうち、「発達障害」（認定基準第７節・２・Ｅ）の基準に基づき判定することになる。

(1) 認定基準（第７節・２・Ｅ）によれば、発達障害の程度については、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を１級、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を２級と例示しており、「発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する」とされ、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める」としている。

(2) これを〇〇さんについてみると、本件診断書の記載によれば、「発達障害関連症状」欄（別紙１・８）については「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」に該当するものとされているが、その症状等は、「幼児期・学童期には、言語発達の遅れやこだわりの強さが顕著であったが、現在は目立たなくなってきた」とされている。

そして、「意識障害・てんかん」欄（別紙１・９）については記載がなく、「精神症状」欄（別紙１・１０）については「不

安」及び「うつ状態」に該当するとされているが、その症状等は「ストレスがかかると、抑うつ、不安が生じやすい。」とされ、「問題行動及び習癖」欄（別紙1・11）については「興奮」及び「自傷」に該当するとされ、その症状等は「抑うつ、不安が昂じ、自傷行為や興奮状態に至ることがある」とされている。これらのことからすると、〇〇さんの上記の諸症状や問題行動は、ストレスがかかり、抑うつ、不安が昂じた場合など、特定の場面において見られるものであり、日常生活において常時見られるものではないことが認められる。

また、〇〇さんの「教育歴」欄（別紙1・6・(2)）については、小学校、中学校及び高校のいずれも特別支援学級等ではなく普通学級に通学しているとされ、「知能障害等」については「日常的な生活能力には問題はないが、ストレスがかかる状況に対処することが難しい」（別紙1・7・(2)）とされていること、「日常生活能力の程度」欄（別紙1・13）については、「食事」、「洗面」、「排泄」、「衣服」及び「入浴」については、いずれも「自立」とされており、特に問題は認められず、「危険物」については「大体わかる」とされ、「睡眠」については「時々不眠」とされていることから、本件診断書の作成時点において〇〇さんは、日常生活への適応に当たって、「要注意度」欄のとおり「随時一応の注意を必要とする」（別紙1・14）程度にとどまっていることが認められる。

そうすると、〇〇さんが発達障害を有するとしても、「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」とまでは判断し難く、障害の程度として2級にまで至っているとは認められない。

(3) 上記(2)で検討した内容を踏まえて総合的に判断すると、〇〇

さんの障害の程度については、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」（１級）及び「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（２級）のいずれにも至っているとは認められない。

そうすると、審査医が本件診断書の記載内容から、〇〇さんについて、「意識障害、精神症状、問題行動が少ない」及び「基本的な日常生活能力が全て自立である」と判断した上で、政令別表に定める障害の状態には該当しないとした審査結果は、不合理なものとは認められず、これに基づいて処分庁が〇〇さんの障害の程度は、法２条１項及び政令別表に規定する障害の状態に該当しないとして、有期認定の更新をすることなく行った本件処分を違法又は不当なものということとはできない。

したがって、〇〇さんが特別児童扶養手当の支給対象障害児として非該当となった結果、支給対象障害児が〇〇さん１人（２級）に、手当月額を６８，６００円から３４，３００円に、改定年月を本件診断書の作成日（平成２９年２月６日）の属する月の翌月である同年３月からとした本件処分に違法又は不当な点はない。

- 3 請求人は、〇〇さんの状態について、初回認定時と変わらない状態で推移しており、平成２８年に愛の手帳の更新を行っているが、そちらの判定も同じ等級で更新されていることから、本件処分を取り消し、〇〇さんの特別児童扶養手当の更新を求める旨主張する（第３）。

しかし、特別児童扶養手当の支給対象障害児に係る障害の再認定の判断は、上記（１・３）のとおり、受給資格者から提出された医師の診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容を総合して判断すると、〇〇さんの障害の程度は、法２条１項及び政令別表に規定する障害の状態に該

当しないことが相当であることは上記2のとおりであり、本件処分を違法又は不当であるとすることはできない。

また、上記(1・4)のとおり、法定受託事務の処理基準である認定要領4・(3)及び事務の手引に照らすと、〇〇さんが所持している「愛の手帳」は4度であり、〇〇さんの障害の程度が療育手帳における「A」の区分に相当せず、「B」の区分に相当することになることから、〇〇さんの特別児童扶養手当における障害の等級を1級として有期認定の更新をすることはできない。そして、同要領4・(3)及び事務の手引は、療育手帳における障害の程度が「B」の区分に相当する場合については何ら触れることがなく、「愛の手帳」が4度の場合は、特別児童扶養手当における障害の等級を2級と認定するとともに、あるいは認定してもさしつかえないとも定めていないことから、〇〇さんの障害の等級を2級に該当しないものとして有期認定の更新をしなかった本件処分を違法又は不当であるとすることはできない。

4 また、請求人は、〇〇さんが中学校3年から普通学級ではなく特別支援学級へ転籍となっており、高校は〇〇高等学校(〇〇制)であることから、本件処分の判断の前提となる本件診断書の内容が事実と一部相違し、本件処分が違法又は不当であると主張する。

しかし、請求人が提出した反論書及び反論書に添付されていた〇〇さんの〇〇区立〇〇中学校の卒業証明書からは、本件診断書の記載内容(別紙1・6・(2))を覆すに足る証拠は認められないこと、また、上記2のとおり、本件処分は、本件診断書の記載内容全般を総合して判断してなされたものであり、本件診断書の教育歴等の一部記載内容のみを考慮して判断されたものではない以上、この点に関する請求人の主張を採ることはできない。

なお、請求人は、〇〇さんの通所先職員より意見を述べる機会

を作ってほしいとも主張するが、当審査会も当該主張を行政不服審査法34条の規定に基づく参考人の陳述を求める申立てと解しても、本件処分の適否を判断する上で、その必要性はないと考える。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹

別紙1及び2 (略)